

○岡山県警察総合監察実施要領の制定について(通達)

(平成 22 年 3 月 29 日岡監第 121 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 4 月岡監第 119 号

平成 24 年 3 月岡務第 287 号

平成 26 年 5 月 30 日岡教第 431 号・岡務第 547 号・岡監第 293 号・岡
情第 231 号・岡交機第 58 号・岡警学第 108 号

平成 31 年 3 月 13 日岡監第 86
号、岡務第 212 号

令和 5 年 1 月 20 日岡監第 20 号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察総合監察実施要領を制定し、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしたので、誤りのないようにしたい。

なお、岡山県警察総合監察実施要領の制定について(通達)(平成 18 年 3 月 14 日岡監第 53 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察総合監察実施要領

第 1 目的

この要領は、警察署における服務、業務運営等の実態を把握し、必要な指導を行うことにより問題点を改善し、もって規律の保持及び能率的な業務運営に資することを目的とする。

第 2 準拠規程

総合監察は、岡山県警察監察規程(平成 12 年岡山県警察訓令第 10 号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 総合監察の実施基準

総合監察は、原則として毎年度、全ての警察署を対象として実施するものとする。

第 4 総合監察の種類及び内容

1 種類

総合監察の種類は、事務監察及び術科監察とする。

2 内容

(1) 事務監察は、書類審査、応問、管理状況等の点検とし、必要により当面の業務運営上の課題をテーマにした検討会(以下「業務実戦塾」という。)を加えることができる。

(2) 術科監察は、通常点検、総合対処法訓練、逮捕術訓練及び拳銃訓練とする。

第 5 監察項目等の選定及び通知

1 事務監察の項目、細目等の選定

(1) 監察課長は、各部統括参事官と協議して、非違事案の未然防止を主眼とした事務監察の項目及び細目(以下「事務監察項目等」という。)を年度ごとに選定し、事務監察項目等(様式第1号)により、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得るものとする。

(2) 監察課長は、各部統括参事官と協議して、各年度における事務監察の細目の中から、総合監察を受ける警察署(以下「受監署」という。)に対して重点的に行う監察の細目(以下「重点監察細目」という。)を選定し、総合監察実施日のおおむね1か月前までに重点監察細目(様式第2号)により、本部長の承認を得るものとする。

なお、監察課長は、重点監察細目に追加が必要と認めた場合は、その都度、所管する部の統括参事官と協議して、追加することができる。

2 術科監察の項目、細目等の選定

教養課長は、監察課長と協議して、年度ごとの術科監察の項目及び細目(以下「術科監察項目等」という。)を選定し、術科監察項目等(様式第3号)により、本部長の承認を得るものとする。

3 警察署に対する通知

(1) 本部長は、各年度における事務監察項目等を各警察署長に通知するものとする。

(2) 本部長は、受監署の署長に対し、総合監察を実施するおおむね1か月前までに実施日を、おおむね1週間前までに実施日程、監察執行官、監察補助官、重点監察細目及び具体的実施要領をそれぞれ通知するものとする。

第6 監察補助官の指名

1 事務監察

(1) 監察課長は、各部統括参事官と協議して、受監署の規模に応じ、各部の警部補以上の警察官又は同相当職の職員の中から、監察補助官を選定し、総合監察実施日のおおむね1か月前までに監察補助官名簿(様式第4号)により、本部長の承認を得るものとする。

(2) 各部統括参事官は、監察補助官のうち、それぞれの部の統括理事官又はこれに準ずる者を事務監察の責任者(以下「各部責任者」という。)に指名するものとする。

2 術科監察

監察課長は、通常点検にあつては各部の警部以上の階級にある警察官、逮捕術訓練及び拳銃訓練にあつては警務部教養課に勤務する警部補以上の階級にある警察官の中から、監察補助官を選定し、事務監察に準じて本部長の承認を得るものとする。

第7 総合監察の実施方法

1 事務監察の実施方法

(1) 書類審査の対象とする文書は、原則として当年及び前年のものとする。

(2) 受監署の署長は、原則として各課の係長以上の幹部を事務監察に立ち合わせるものとする。その他の立会者については、署情により受監署の署長が指名するものとする。

(3) 業務実戦塾を実施するときは、各部ごとの単位とし、各部責任者が主宰するものとする。

2 術科監察の実施方法

(1) 通常点検の指揮官は原則として受監署の副署長をもって充て、逮捕術訓練及び拳銃訓練の指揮官は受監署の署長が指名する者をもって充てるものとする。

(2) 監察課長は、監察補助官又は受監署の警部以上の階級にある警察官の中から、通常点検の補助官を指名するものとする。

第8 服装

事務監察は制服又は私服とし、術科監察は制服とする。

第9 監察実施結果の報告、通知等

1 各部統括参事官は事務監察(業務実戦塾を含む。)の結果について、教養課長は術科監察の結果について取りまとめ、総合監察の実施後おおむね1週間以内に講評(様式第5号)及び業務実戦塾開催結果(様式第6号)により、監察課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 総合監察の実施結果は、実施日よりおおむね1か月以内に受監署の署長に通知するものとする。

第10 改善措置及び検証監察

1 受監署の署長は、総合監察の実施結果の通知を受けたときは、速やかに指摘事項又は指導事項に係る改善措置を執るとともに、1か月以内に改善状況の報告(以下「改善報告」という。)を総合監察指摘・指導事項改善報告(様式第7号)により、監察課長及び各部統括参事官に行うものとする。

2 改善報告を受けた各部統括参事官は、警務部監察官及び監察員並びに各部の警部補以上の警察官又は同相当職の職員を指名して、改善事項に係る検証監察を実施させ、その結果を改善状況検証結果(様式第8号)により、監察課長を経由して本部長に報告するものとする。

第11 文書の保存

この例規通達に定める様式による文書は、監察課において1年間保存するものとする。

様式第1号

事務監察項目等

[別紙参照]

様式第 2 号

重点監察細目

[別紙参照]

様式第 3 号

術科監察項目等

[別紙参照]

様式第 4 号

監察補助官名簿

[別紙参照]

様式第 5 号

講評

[別紙参照]

様式第 6 号

業務実戦塾開催結果

[別紙参照]

様式第 7 号

総合監察指摘事項改善報告

[別紙参照]

様式第 8 号

改善状況検証結果

[別紙参照]